

平成 2 5 年 8 月 8 日

第 8 回

美里町学校教育環境審議会会議録

第8回美里町学校教育環境審議会会議録

日 時 平成25年8月8日（木曜日）午後3時20分開議

場 所 美里町コミュニティセンター第3研修室

出席委員（7名）

委員長 高 橋 直 見

委 員 日 向 敏 男 荒 川 繁

曾 根 昭 夫 勝 又 治 子

齋 藤 寧 木 田 真由美

欠席委員（5名）

尾 形 剛 志 門 田 真 理

長 澤 学 高 橋 康 博

木 村 強 一

教育委員会事務局職員出席者

教 育 長 佐々木 賢 治

教育次長兼教育総務課長 大 友 義 孝

教育総務課長補佐 寒河江 克 哉

教育員会委員長 佐々木 勝 男 ※学校視察に参加（会議は欠席）

議事日程

第1 開 会

第2 委員長挨拶

第3 確認事項

1) 第7回〔H25.7.11開催〕の会議録について

第4 協議事項

1) 学校視察後の意見交換

- 2) 施設整備に関する基本的な考え方について
- 3) 学校等が抱える将来的な課題に関することについて
- 4) 次回審議会日程について

【案】平成25年10月8日（火）午後から

第5 その他

第6 閉 会

午後 3 時 2 0 分 開会

日程第 1 開 会

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは改めまして、ただいまより第 8 回目の美里町学校教育環境審議会を開催させていただきます。

先ほども申し上げましたが、本日はこれまでの会議とは違ひまして、学校施設を見学した後、このように会議を持たせていただいております。

これより、会議を行わせていただきますが、皆様方の御都合もあろうかと思ひますので、会議につきましては、4 時半ぐらゐを終了の目途にさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

日程第 2 委員長挨拶

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、早速でございますが、委員長から一言御挨拶いただいでよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋直見君） 先ほどは、暑い中大変御苦勞様でございました。

ことは、夏が遅れてやってきたというか、きのうあたりから暑さがぶり返して、きょうは、栗原からこちらに向かう途中、田んぼを眺めてきましたら、稲穂が大分出かけて、出穂状況が見られる。作況指数がちょっと心配なところもあるのですが、やはり確実に植物の生育、これが進んでいるなということを痛感した次第です。

つい先日、大分集中豪雨とかありまして、私の地域の栗原、特に築館が随分集中豪雨が激しく、旧築館町の内沼という沼があり、それとつながって伊豆沼があります。伊豆沼の半分は栗原市、半分は登米市ですね。ああいう雨が降ると、水かさが 1 m、2 m ふえて、ハスが影響を受ける。つい先日通ったら、70% ぐらゐちょっと枯れかかっているというふうなことがありました。

教育環境審議会、きょうで第 8 回ということで、この後協議事項の中でもございますので割愛しますが、きょう見学しまして、幾つかの観点があるかなということがありました。1 つは構造的な、大きなそういう観点から、この建物は大丈夫か、大丈夫でないか、子どもたちの安全はどうなのだろうというふうなこと。2 つ目は、施設設備等、窓ガラスであるとか、これらについてはいろいろ要望もあつたようでございます。

もう 1 つは、非常に気が重いと申ひますか、大きな課題を背負っているかなと思ひて、

給食の施設でございます。これは、学校の適正規模と並行して、仮に学校が統廃合になりますと、この小牛田地域では、当然給食施設も一緒に、学校とともに、変わっていくということでございますが、この件については、いろいろ町議会で今議題になっていることでもあり、ニュースでも外からいろいろ側聞するところがありました。

というふうなことで、これについてどこまで踏み込めるかなと、そういう重い課題を背負っているなというふうなことがあります。おのずと、この審議会にも審議内容の限界はあるのではなかろうかというふうに思ったりしております。そのようなことの思いつつ、第8回の審議会よろしく願いいたします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　ありがとうございました。

日程第3　確認事項

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　それでは、次第の3番、確認事項でございます。第7回目、7月11日に行われました会議録、皆様方の自宅に送付させていただいております。

きのうまでの間に、事務局のほうに御指摘あった件につきましては、まずは曾根委員から自分が発言した部分、ページ数で言いますと、35ページでございますが、その部分の修正をお願いしたいということが連絡入っております。これにつきましては、実際にしゃべられたことをよりわかりやすくするための文言の訂正でございますので、事務局としても問題ないと認識させていただいております。

あと、もう1点でございます。本日欠席なさっておりますが、副委員長の木村委員が発言された場所でございます。これにつきましては、事務局のほうで、漢字の変換誤りがございました。ページ数で言いますと26ページでございますが、副委員長がお話になった「教育課程が10年先変わるわけでしょう」という場合の「課程」が「過程」と、変換誤りとなっておりましたので、そちらを修正させていただきたいと思っております。

そのほかにつきましては、皆様方から御指摘点は特にございませんでしたので、その旨報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（高橋直見君）　それでは、協議事項に入りますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　委員長、それでは今のお話になった件で、会議録は御承認でよろしいでしょうか。

○委員長（高橋直見君）　曾根委員さんの修正の部分というのはどこですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　曾根さんの分ですか。済みません、申し上げます。

35ページの部分でございまして、曾根委員がお話になった部分です。「私、言える資格ですから」といったことでテープを起こさせていただきましたが、これは「言える資格がありますから」といった言い回しだったということで、曾根委員さんからございました。

（「何行目ですか」の声あり）

上から7行目でございます。35ページの上から7行目で、「私言える資格ですから」というようにテープを起こしてしまいましたが、実際に伝えたかったのは、私は「言える資格を持っております」といった意味合いで、「言える資格がありますから」とそのように訂正させていただきたいと思います。

では、以上の点で、御承認でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。それでは、協議事項をお願いいたします。

日程第4 協議事項

○委員長（高橋直見君） 第4の協議事項、4点ほどあるわけですが、その前に資料の説明はよろしいですか。なにか資料がありますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、資料の説明を最初にさせていただきたいと思っています。

まず、バスの中でお渡しした資料につきましては、バスの中と現地でもう一度各学校の先生方にも御説明いただきましたので、それについての説明は省かせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、きょうお手元のほうに置かせていただきました「公立学校施設の耐震改修状況調査」というものの説明をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、文部科学省で行っている調査でございます。美里町にも調査依頼が来ておりまして、その回答を行ってまいりました。それが、本日8月7日付で新聞などでも公表されております。本日私も新聞を見てきたのですが、大きくはないのですが、新聞のほうにも公表されてまいりました。その部分を抜粋したものをこのように用意させていただきました。

というのは、先ほどもお話ししましたが、曾根委員さんから前回の会議録の中で、非構造物の耐震調査について行っていますかという質問に対しまして、事務局では行っておりますというような回答をさせていただいております。では、どういった調査なのかと、調査した内容とか、調査した後の状況について示す書類がありましたら提示していただきたいということ

がきのう電話でございました。本日公表されるところでしたので、その部分を抜粋してお示ししているものでございます。

まず、文部科学省で平成25年8月に公表した調査内容でございますということが表にございまして、次のページは報道発表でございます。これが8月7日ですので、きのう付けということになります。今回調査した内容につきましては、学校施設等の耐震改修状況でございます。調査内容の2)の①にあります、校舎等の耐震改修状況、②としまして、非構造部材の耐震点検、耐震状況対策状況のこの2つでございます。

それで、皆様方にお示ししました資料についての①については、これは省かせていただいております。というのは、美里町におきましては、学校施設の校舎につきましては、全て耐震改修済みでございます。100%改修が済んでおりますので、これについては、改めて皆様方に資料を示す必要がないかと考えましたので、その部分の資料は省かせていただいております。

今回手元にお示ししましたのは、②の非構造部材の耐震点検、耐震対策状況でございます。これにつきましては、右のページにございますとおり、非構造部材の耐震点検実施率、全国で83.2%という数字が載っております。ただし、これにつきましては、屋内運動場等の吊り天井等を除くと書いてあります。これについては、200㎡を越えるような建物の人が多く集まるところであります、俗に言う体育施設ですね、体育館などは除いた上での点検の実施率を言っているというものでございます。

また、中段のほうには、非構造部材の耐震対策実施率60.02%というものが載っております。3番目の大きな丸につきましては、先ほどちょっと話ししましたが、吊り天井を有する屋内運動場の棟数ということで、6,554棟となっております。

これが、前回の審議会でお話ししました非構造物に関する調査の内容でございます。その裏のページにつきましては、これまでの取り組みなど今後の取り組みが書いてありますが、これについては後で目を通していただきたいと思います。

美里町の状況を示すデータでございますが、裏表の部分で言いますと、3ページ目になります。資料2と四角でくくられているもので、非構造部材の耐震点検、耐震状況、対策状況、設置者別データ（小中学校）と書かれているものの、裏ページでございます。ちょっと小さくて見づらいようでございますけれども、美里町というのが、宮城県内の市町村がある中で下から3番目になります。学校数が9校でございまして、点検した学校が9校行っておりますので、100%というような数字が出ております。これについては、点検をしているというような意味合い、点検につきましては、学校の先生方、あとは設置者である町の教育委員会の職員が目視

で行ったというものでございます。目視で見まして、天井材が垂れ下がっているような場所、あと照明器具が落ちそうなものとか、そういったものがあるかないかを目視した点検でございます。ですので、美里町については目視の点検は、9学校全て行っておりますということで100%となっております。

その右のほうに今度耐震対策状況ということが書いてあります。これについては、点検はしていない学校はないので、ゼロ。あとはそういった点検した結果、ぶら下がっているものが落ちそうだとか、そういったものはなかったもので、つまり対策が必要ないということの判断をこの時点ではさせていただいておりますので、9校。ですので、100%の実施率となっておりますが、これはあくまでも職員、あとは学校の先生が目視しただけでございます。ですから、前回の環境審議会で行ったような専門家が天井の裏に上がってボルトとか、支えとかを見たわけではない。または、図面でもってそういった振れ止めが入っているかどうかを確認したものでないというような調査項目の中での回答でございますので、そのように御認識いただきたいと思います。

次のページになります。資料4と囲まれたものでございます。これが屋内運動場における吊り天井の設置状況というものでございまして、裏ページには美里町が載っております。屋内運動場の全棟数、11となっておりますが、この11については武道場も含まれます。ですので、小中学校全てで9校でございますので、9棟でございますが、それにプラスしまして不動堂中学校と南郷中学校に武道場がございます。合わせて11棟が屋内運動場の棟数に当たります。その11の建物あるうち、吊り天井を有する建物というのが、美里町には4カ所ございます。これについては、手書きで書かせていただきましたが、小牛田小学校、中埴小学校、南郷小学校、南郷中学校の4つでございます。これについては、国が示す吊り天井に当てはまるというようなことで、報告させていただいておりますが、これについての点検、もしくは今後の改修については、今後の検討事項となっているということでございますので、こういったことも国からの調査がございまして、回答させていただいているということで、きょう資料としてお示しさせていただいております。以上が、資料の説明でございます。

○委員長（高橋直見君） はい。ありがとうございました。

それでは、先ほど3つの学校を現地視察したわけです。それらを踏まえまして、意見の交換、いかがですかね。私も施設を見まして、きょうの審議会の議題にどういうふうにそれをのせていくかという、難しいなと思っているのです。審議会の受けた答申の内容に沿って話を進めてまいりたいと思うと、何か課題が非常に広くてどこでどう捉えたらいいのかなという感じがす

るのです。

それで、1つは先ほどこちっと話していたのですが、ある程度区分してお話をしたらいいのかなと思ったりしたのですね。話しやすいところは、構造的なものは専門的に非常に難しそうなのがするのですね。地震でどこまでどのように傷んで、今後安全を確保するためにはどうしたらいいかということなど、非常に専門的な気がします。ところが、施設整備などそれについては、少し議題にして今後の方向性、あるいは教育委員会のお考えなども聞きながら、きょうは話題にはできそうな気がしたのですね。そこで、給食の施設等、建物の構造的な安全・安心の件については、ちょっと先送りして、やりやすいというか、話にのりやすい施設設備について進めてみたいと思うのですが、時間の制約もありますので、できる限り忌憚のない御意見をお願いします。

それでは、ちょっと1つ私から提案というか、教育委員会にお伺いしたいと思うのは、お金が余りかかりそうもないことで、しかしやらなければならないと思ったのは、トイレの換気扇なのですが、設計段階で恐らく今みたいなでかい換気扇つけるという、そういうものはなかったみたいですね。ですから、北側にトイレがあつて、扉を開けると正面にでかい窓があつて換気扇がありません。あれあたりは、きょう見た学校は全て窓枠と換気扇をセットで変えればすぐにできるのではないかなと思ったのですね。その費用というのは町の財政をそんなに傾けるほどではないのでないか、1箇所何十万円で済むのではないか。その発注の仕方でしょうけれども。そのあたりは、子どもの、何ていうのですかね、学校教育環境、基本的なところですね、食の問題と、排せつとその臭いの問題、あと学習環境の問題ですから、そのあたりは教育長さんに直接聞くのはちょっとはばかれるのですが、事務局の担当の方々は、どなたが答えられませんか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 実際私も施設の担当ではないのですけれども、きょう見せていただきまして、換気扇がついていない状況というのを全て把握しているわけではなかったのです。実際きょうは子どもたちがいませんので、臭気というのは余り感じなかったのですけれども、当然学校生活始まりますと、トイレの使用も出てくるとそれなりの臭いもこもるのかなと、そういったことも踏まえまして、来年度、これは補正で云々という問題ではございませんので、来年度の予算要求科目に課題として載せていくつもりではおります。

委員長からも話があったとおり、それほど金額がかかるもの、何百万円もかかるものではないと思われますので、より効率的な設置方法なども事業者と協議しながら積算していきたいと考えております。

○委員長（高橋直見君） あわせて、トイレのこと、将来多分手をつけていかなければならないかなと思ったのは、やっぱり和式を洋式化することですね。これすぐには無理だと思うのです。お金がかかりますよね。

というのは、先ほど不動堂小学校を視察したときに、蹲踞できない、和式を使えない子どもがいるのです。そして、洋式が1カ所あるのですよ。その使用頻度が列をなしていますというようなことだったので、あの点あたりは、ライフスタイルが急速に変わってきているので、それに合わせて和式も1つぐらいは残してもいいのしょうけれども、基本的には洋式化するようなそういう時代でないのかなと痛感したのです。

というのは、私は今私立学校にお世話になっていますけれども、今洋式化はもちろん当然ですが、ウォシュレット化を進めています。そんなにお金かからないのです。1つ当たり何万円というような。洋式の装置があると、その上に乗せるというふうな時代なのでしょうね。

自宅でも洋式で、店に行っても、デパートに行ってもみんなそうだというふうな。そうなる学校だけのトイレが、というふうなことを、やっぱり手をつけざるを得ないのではないかなという気はするのです。この審議会として、ちょっと話題にしてもいいかなと思って、委員さん方はどうですか、ちょっと私1人でしゃべっていますが。

○教育長（佐々木賢治君） 1つ、いいですか。洋式の件、今から5年ほど前に町内の小中学校、トイレに洋式を男女別にそれぞれフロアごとにありますけれども、かならず1カ所を設置してもらいました。それで、男子トイレの場合、中学校ですと大使用の2つあるのですが、1つを洋式にしたと。それで、かなりスペースが必要なのです、洋式の場合。

ですから、通常どおりの洋式スタイルにするためには、2つの和式を改修して1個しかできないと。それで、1個では足りないということで、狭いのですが、斜めの状態にして洋式、斜めにちょっと工夫していただいて、洋式を全部の小中学校に最低1つはつけていると。ですから、何とかそういうふうにしては対応できているとは思いますが、あと上に乗せる簡易洋式というようなものを、あれで対応していただくというようになっています。

それから、トイレの悪臭といいますか、建物が古くなればなるほど、水の流れはまあまあ何とか流れるのですが、風の向きによってにおいが上のほうに上がってくるということもありました。年に1回業者の方をお願いをして、清掃し流してもらうのですが、何せ古い排水溝なものですから、完璧にはいかないと。

あと、換気扇も私の勤務した学校ではつけてもらった記憶がありますけれども、きょう見て1つもないというのは私も大変不勉強でしたが、もう少し実態を把握しなくてはいけないと。

教室の前がすぐトイレという学校もありますから。早急に対処しなくてはいけないなと思いました。

○委員長（高橋直見君） あと、もう一つ、これはもっと費用がかからなくて、学校の要望なのですが、網戸を何カ所か付けてほしいという要望がありました。特に、PTAなどで夏の夜に集まるときに網戸がないのですかという声があったのですが、サッシであればすぐ外から網戸がつけられますからね。これも、多分換気扇よりはお金かからないはずなのですが。学校でそういう部屋が、一、二カ所あってもいいのではないかと思いますけれどもね。小さなことかもしれませんが、視察してきた結果で感じていることです。まず、委員さんから何か。

それでは、後でお気づきの点ございましたらお願いします。

学校施設整備に関する基本的な考え方ということで、これ、いかがしたらいいのかなと思うのですが、非常に基本的な考え方ですから、今までも話し合いで学校の適正規模というのはどのようなのだというのを何回か審議したのですが、これは当然それらの延長に、例えば小学校であればクラス替えができる2学級以上、中学校であれば、教科の専門がある程度そろそろ3学級とか4学級が望ましい。そういう話し合いがあったと。当然少子化を踏まえると、そういう基準を満たすことが難しい学校が増えてきている。そうすると、学校の再編、そういう問題は当然将来見えてくる。そうすると、学校の統合、再編、そして例えば学校単位で今やっている給食なども学校ごとにそれは可能であるというふうなことが出てきます。

給食施設、きょう3カ所拝見したのですが、南郷地域は、給食センター方式になっているのですが、御飯は除くという給食センター方式ですね。小牛田地域は、学校単位の給食施設ということになってきているということ、いろいろな資料から伺いました。それで、もし2つの学校が1つになるとか、3つの学校が1つになるとか、そういう場合に給食施設の現状であれば、学校単位であれば3つが1つになるとか、2つが1つになるとか、それは当然考えられるのですけれども、一方で、給食センターをつくってもっと効率的にやったらいいのではないかとというふうな、特に小牛田地域でいろいろな議論が出ていたというふうなことも聞いております。

それで、この給食施設をどうするかというようなこと、この審議会で例えばセンター方式がいいとか、学校単位の給食がいいとか、審議がそこまでできるのかなと私はずっと考えているのですけれども、事務局からも資料などももらって、読み込んだりしているのですけれども、実にこれは難しいなと。特に、町議会などでいろいろと審議されているということもあって、それを超えた形でやれというのは、審議会でちょっと荷が重過ぎるのではないかなという意味で前回お話ししたのですが。

例えば、学校単位が望ましいとか、センター方式がいいとか、というふうな話の以前に基本的なこと、原則的なことは、審議会ではできるのだろうというふうに考えています。例えば、食育は大事ですよ、食育を大切にしたい学校教育環境を考えましょうと。それから、地産地消ですか、なるべく食材は地元から調達するようにしましょうとか。あるいは、コストの問題があるのですね。受益者負担とか町財政の負担の問題もあると思うのですけれども、できるだけコスト的に工夫されたそういう給食。さらにもう一つ、これは一番前提かもしれませんが、安全・安心ですね。しょっちゅう食中毒起こるような給食ではこれは当然いけないわけですし、そのほかにもアレルギーの子どもがいますので、十分な配慮をするようなそういう給食の体制でなければならない。このようなことまでは、この審議会と言えるのではないかなと思っているのですが、そこから先になるとちょっと頭が痛いですね。

○委員（勝又治子君） あいさつの中で、きょうの話し合いのことで、構造物、それから施設設備のことと、教育施設とのことがあるのだけれども、まずは施設設備から行きましょうというお話があったのですね。そこから、給食のほうに移ったのですか。

○委員長（高橋直見君） お話し合いがね、後で御意見を出していただければいいのですが、出なかったものですから。限られた時間でちょっと給食のほうも入れてしまった話をしていいのかなと思って、話題を振っています。さきに戻って構いません。

○委員（荒川 繁君） よろしいですか、委員長。冒頭委員長のお話にあったように、私もきょう各学校の施設を見せていただいて、その時間中ずっと自問していたのです。きょうのこの仕事というか、現地調査は一体審議会にどのように反映させて行くのだろうかというふうに。

ずっと考えていたのですよ。何か形からすると、議会の常任委員会で教育施設の現地調査をしているというそういう錯覚に陥ったのです。みんなその学校の要望を聞くような内容、現状はこういうことなので、「ぜひ委員さん、何とかお願いしてください」というように言われているような、そういう雰囲気での現地調査の錯覚を起こしたのです。

ですから、私個人としては、教育環境審議会で考えるべきことは、現状認識は現状認識として、きょうのことを踏まえて、こちらのサイドに置いておいて、学校設備があれだけ傷んでいっているわけですから、それは早く直してほしいわけです。ただ、それは審議会では考えなくて、町の執行部なり、教育委員会との話し合いの中で財政の許す範囲の中で、早急に対応してくださいという話をしてほしいという、こちらに置いてほしいのです。あくまでも、審議会は諮問に沿った形で、基本の路線に戻ってぜひ進めていただければいいのではないかなというふうに、ずっと考えていたのですが、いかがでしょうか。

○委員長（高橋直見君） ごもつともだと思います。施設設備整備に関する基本的な考え方ですから、例えばトイレのあり方だけの協議の考え方もありますね。それをちょっと私話題にしたものですけれども、ただ、本気でやるとしたら相当の予算が必要なのですね。それはちょっと教育委員会事務局と町の部局との問題になるわけで、あとは議会のほうと。

○委員（荒川 繁君） 仮に将来的に審議会の中で小学校、中学校の広範囲の問題が出たときに、そこでどの学校を使うかということにある程度方向が見出されたときに初めて、いやこういう不便な箇所があったので、ここだけはぜひ直してもらうのにどれだけかかるのですかと、そのときは審議会と我々の意見は執行部なり、教育委員会のほうに通しておくべきであるというふうに思います。そこまでの間、私どもは余り足を踏み入れる状況のものではないのかなと思ったのです。

○委員長（高橋直見君） そうですね。ある意味ではね。それでは、曾根委員。

○委員（曾根昭夫君） 私ちょっと躯体のことを調べて、試してみました。本体そのものは一部しか今日はしないので、本当は柱全部やりたいと思うのですけれども、ちょっとやってみたのですけれども、規定の強度は保たれていますので、躯体には問題はないと私は思いました、1つはね。あとは、附属の関係で窓の改修です。

それから、すぐに建て替えの話は別だと思うのですよ、そういう話は言いたくない。まず、今現状はどうなのか。大丈夫なのか、本体は。

あと、もう一つずっと見て、何か問題が、物をつくって大事に扱っていないなということですね。不動堂中学校の屋上が、皆さん上がりたくなかったでしょうけれども、私上がりました。ドレインパイプがふさがっている箇所があったのですね、屋上で。あのドレインパイプは簡単に掃除できる話なのです。だから、物に愛情を持って使ってもらいたいのです。せっかく高額な金を出して学校を建てたのだから、どなたがやるのか、わかると思うのですけれども、それをやっていただきたい。

それと何が原因か判らないのですが、庇がどうも剝離している、裏側物すごくひどいのです。写真撮ったので、今から回しますから。そのような状況というのはどうも水が回っているのではないかと、これです。鉄筋露出していますよね、庇の部分が。

防水も恐らく施工したのは、新築工事の際に、不動堂中学校の。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） きょう見た屋上の防水加工のことですね。合併前で、平成17年の施工です。

○委員（曾根昭夫君） 平成17年ですか。その以前からちょっとおかしい具合があったのだと、

と思いますが、それが悪さしているのかな、剝離しているのですね。これ何度も言っているのですけれども、地震のときに何で申請しなかったのかなと疑問を持っているのですけれども、そのところちょっとどうなのか、ここで説明してほしいのが1つあります。そういうところありますので、どうでしょうかね。何か回ってきている。

○委員（荒川 繁君） ちょっとよろしいですか、委員長。

○委員長（高橋直見君） はい。

○委員（荒川 繁君） 曾根さんが今お話しなさっている、どこに持っていこうとするのかちょっと私にはわからないのですけれども、我々は今の現状とか被災状況をどのように対応するかという委員会ではないと思うのですよ。

○委員（曾根昭夫君） ちょっと待ってください。それを言っているのではないのです。

○委員（荒川 繁君） 一生懸命説明されていますよね。底の部分の剝離状態だとか。

○委員（曾根昭夫君） 例えばの話を、そういうことを言ったら。

○委員（荒川 繁君） どこに持っていくかを教えてください。

○委員（曾根昭夫君） どこに持っていくのではないのですよ。現状はこういうふうに、現状をまずわからなければ、だめでしょう。

○委員（荒川 繁君） それは、さっき済みましたよね。皆さんが見て現状は一応認識しましたよということでは、だめなのですか。

○委員（曾根昭夫君） 認識しているのかな。

○委員（荒川 繁君） 認識したと思いますよ、皆さん見ているわけですから。

○委員（曾根昭夫君） 底の部分はどういうふうに解釈するのか、じゃあ。

○委員（荒川 繁君） 解釈は別にしても、鉄筋がもう見えてきていますから、剝離していることもわかりますし、恐らくモルタルも浮いてきています。そういうことはわかります。ただ、それを早くこういう技術を並べて直しなさいよというのは、我々の委員会ではないと思うのですよ。それは、事務局にお話をさせていただいて、事務局が財政当局と話し合いをして、予算の手当をしていただくということであって、審議会でそこまでやったのでは。

○委員（曾根昭夫君） 現状の把握をちゃんとしておかないと、その答申の内容にも書けないでしょうと、こういうことを言っているのですよ。何をおっしゃっているのですか、荒川さん。もう少ししっかりしてください。あなたは、逆に言うとな何を考えているのですか。

○委員（荒川 繁君） 私は、答申される内容を皆さんと話しをしているのです。

○委員（曾根昭夫君） だから、現状をよく把握しないと答申も何も書けないでしょう。どうな

のですか。

○委員長（高橋直見君）　ちょっと施設整備に関する基本的な考え方ということですので、まず子どもたちが安心して学習活動ができる教育環境でなければならない。構造躯体に非常に危険性があるのだったら、それはもう問題ですよ。そういうことは審議会では多少ここまでは言えるのだと。

あと、専門的にこの躯体は何年ぐらいもつだろうとか、何年計画で大規模改修するとか、あるいはすっかり改修するとか、そういう話は別の審議会になるのではないかなというふうに思うのですね。そういうことを恐らく荒川委員さんがおっしゃっていると私は思います。

その点では審議会の性格づけそのものが、捉え方がちょっと少し角度が違うと、今のようない意見の食い違いが出てくるとのことだと思うのですね。

学校というのは恐らく、町の財政にとっては非常に大きなウェートを占めることで、学校を新しくつくるか、つくらないかなどは、恐らく特別の審議会、大規模な審議会があるのではないですか。そういうことでやるのだと思うのですね。県のほうでも何億円以上はそういう審議会でも検討した上で、判断するというふうなルールがあるみたいですから。

建物を今どうするか、将来こうするかというのと、学校の教育環境の基本的な考え方をどうするのかというのと、どういうふうにしり合わせたらいいか私も頭が痛いのですよ。

原点に戻ると、この審議会の役割は適正規模の学校というのはどうなのでしょうかと。子どもたちが一番将来にわたって自分の持っている能力を伸ばす、そういう教育環境というのはどうなのでしょうかとというふうなことを、原点に立ち戻って適正規模、そういうところが何か私どもの審議会の役割かなというふうに思ったりしているのですけれどもね。

その延長に、確かに学校の建物をどうするかというのはあるのです。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　委員長、よろしいでしょうか。今曾根委員さんから、いろいろと御指摘受けたことについては、教育委員会の事務局といたしまして、今後も大切に校舎を管理していくことの、1つのありがたいアドバイスと思いまして、そのようにこれからはしていきたいと考えておりますので、曾根委員さんにもこれからもそういった面ではいろいろなことで、アドバイスいただきたいと思います。と思っています。

ただ、いま委員長、または荒川委員さんの言った観点は、事務局もそのように感じているということをお伝えさせていただきたいと思います。

○委員長（高橋直見君）　勝又委員さん、施設設備に関して何か、さっき言いかけた雰囲気だったのでは。

○委員（勝又治子君） いいえ、違うのです。話の柱が基本的な施設整備のどうあったらいいかというふうな、基本的な考え方ということをどのように捉えたらいいのだろうなと思って、前回も全体的な教育的な観点でということで、何項目かお話というか、自分の考えたことを話したのですけれども、あとはどのように持っていけばいいか、私自身もわからないので。

どんな話の展開になるのかなと思ったときに、給食の話も出てきたので、どのように持っていくのかなと思ったわけです。

○委員長（高橋直見君） ですから、給食の諮問、具体例も出ていないのです。給食施設がどうあるかというのは出ていないのです。だけれども、一応基本的なことは少し話し合いをして、こうですねというところが、答申の中に出せるのではないかというふうに思ったわけです。

ですから、忌憚のない御意見をちょっといただいて、答申の中に生かせないかと。もし生かすとしたら、せいぜいこのような範囲かなというのを私漠然と申し上げたのです。もっと専門的な見地でいろいろな話し合いは、できるのではないかというふうに思っています。

それで、施設設備の一部になるか、あるいはもう少し施設設備よりは把握できないといけないうところに給食施設というのはあるのですね。これについて、今までの流れを伺ったところ、かつてやはり小牛田地域の学校給食施設どうあるべきか、審議会を立ち上げて慎重審議をされた経緯があるのですね。その審議を踏まえながら、それを超えるような審議をできるか、ちょっと私らのほうではなかなか難しいかなというふうな感触を持っています。

○委員（荒川 繁君） よろしいですか。給食センターというか、その問題については今委員長おっしゃったとおりだと私も思います。別に、今教育委員会としては問題としてやっているわけですから。ですから我々としては全国的な経験主義的なものの見方をして、センター方式がメリットとしてどういうことがあるのか、デメリットとしてどういうことがあるのか、近隣の市町村で、どちらが多く施設整備されている、その辺を踏まえて一般論として意見として出す以外ないのではないかと思います。

○委員（勝又治子君） 私は給食施設に関して、こだわっているわけではないのですが、2回目会議でしたか、今勉強してないのですが。これ教育長さんにお伺いしたいのですが、給食についてもちょっと話し合ってもらいますというようなことを話されたような気がするのです。それで、いずれはお話が出てくるかなと思ったのですけれども、私は給食にこだわっているわけではないのですよ。ただ、精査するとしたら、前回もお伺いしたようにいろいろな人の目で見るとべきだから、できあがった学校に給食室もプールもあって、そこに携わる人が子どもたちをみんなで見守るというような発言を前回したのですけれども、その辺は逆に教育長さんにお伺

いしたいなと思います。

○教育長（佐々木賢治君） 私が申し上げたのは、給食施設も学校教育施設も1つあると。その他校庭とかきょう見ていただきましたが、そういった学校教育関係施設という観点で、給食というふうにお話ししたと思っております。

○委員（勝又治子君） 特段、取り上げて話し合うということでは。

○教育長（佐々木賢治君） 関係あると、はい。

○委員長（高橋直見君） ちょっと事務局のほうに伺いたいのは、なにかマスコミの報道など、どう表現しているかわからないのですが、給食センター方式を教育委員会は打ち出したのですか。そして、町議会で問題になって、今は少し足踏み状態にあると。そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 足踏み状態かと言われると、現実には何も行動は起っていないわけです。今委員長言われたとおり、先ほど審議会をつくってその中で答申をいただいて、教育委員会は小牛田地域の学校給食はセンター方式でもっていきたいというふうな方針を打ち立てて、それを基本構想という形で町長のほうに当初は建議をした経過があります。

ただ、中身の作成する過程の中で、いろいろなところのいい部分を基本構想にあらわして、例えば他自治体の計画を自分のものとしてしまっているわけですね。いいところは利用して構わないと思うのですけれども、ただそれで作成過程に問題があって、そして議会のほうにそういった基本構想ではだめでしょうと、凍結しなさいと、そういうふうな陳情がございました。

それを受けて、結果としましては、議会としてはそれを採択しているわけです。といいますのも、経過の中では確かにそうであるから、他自治体のものを美里町のものに直して、そして提出しますということになってきたのですね。そういうことで、議会のほうの採択とその手直しと平行線で来たというところです。

結果としては、基本構想を直したのもまた町長のほうに提出していますから、2つになってしまったと、その基本構想が。ただ方針について、何ら変わりはないのです。センター化という部分で。それを2つがあるから誤解を招くということで、一度戻していただいて、そしてさらにもう一度提出しているという部分がありました。

議会が今問題視しているとか、そういった部分については、まだ陳情ということでの部分がありますし、つくっていきます、予算をください、こういうふうなものをしますという議案の提案はまだ一度もしていないです。ただ、基本構想という頭の部分ですね、それに伴ってつくっているものですから、それについてセンター化、こういうふうな理由での1つのセンター化

というのは、おかしいのではないかというふうな御意見は頂戴している現実です。

しかし、まだどのような角度でも今行動を起こしておりませんし、何年にそれを実施していくかという実施設計も実際しておりませんし、そのためには今度は町民の皆さんの御理解をいただく説明会などもしていません。ですから、その時点からしますと、もう3年も4年もなっているのです。現実にはそういうふうな状態になってから。そういった今のこの時点でいますので、確かに給食センターの部分についてはそういった経過がございます。

そういったことで、この審議会のほうで先ほど教育長が申しましたように、給食施設というのは、美里町の教育委員会は、給食を提供しますよということで、今までできました。給食センターをやるか、やらないかは先なのですね。提供するか、しないかが先なのです。

現実には1,000食の給食センターでやっているところが、40人の給食費の未納がいて、やめたという学校さえありますから、やるか、やらないかは教育委員会、自治体の判断であるとされているのです。全国でも、給食を提供しているというところも全部ではないようですね。

うちのほうでは提供するというにしています。そのために、自校方式なり、南郷地域のほうは給食センター、ある方向から言わせれば、名ばかりのセンターだという部分がありますけれども、それでも給食を提供するためにはセンター化というふうなことで、今まで来ているのです。

ただ、先ほど言いましたように、この審議会は給食センター一つにとって審議するのかというふうなことではなくて、やはり全体的に必要性はどうなのだ、プールもきょう見ていただきましたけれども、プールはどうなのだ、学校の附帯施設として必要なのか、体育館はどうなのだ、そういった部分がいまの審議ではないのではと。やはり、検討していただく、審議していただく部分の深さの部分があるのだろうなというふうには思います。以上のような経過でございます。

○委員（曾根昭夫君） 今聞いたのですけれども、課長ちょっと一つ大事なことを忘れていませんか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 何でしょうか。

○委員（曾根昭夫君） 経過のことを正しく伝えるためには、4,000人の署名があったことも一言言ったほうがいいと思います。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうですね。

○委員（曾根昭夫君） たかが2万5千人の人口しかないところで、4,000人近くの署名があるということ、私は新聞記事で読んだのですけれども、その辺やっぱり忘れてはいけないと

思うのですよ。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　今ちょっと言い忘れた部分がありまして、先ほど議会のほうに陳情いただいたという部分につきましては、特定個人のほうから陳情いただいたのではなくて、4,000筆とよく言われていますけれども、その方たちの陳情、同意をするということで、署名がなされて議会議長のほうに陳情が出されていると。それを受けて、議会の結論は採択ということです。

ただ、先ほど言いましたように、本会議ですぐ採択ということではなくて、もっとこまいことを言えば、特別委員会を開催して設置してやってきたのですね。特別委員会では、何で採択したかという理由は、特別委員会の会議録等々にございますから。そういったことで結果は採択ということでございます。ちょっと4,000筆という部分については、私言い忘れておりました。以上でございます。

○委員長（高橋直見君）　4,000余の署名の趣旨はどういうことですか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　ちょっと何も持ってきていないのですけれども、先ほど言いましたように、作成された基本構想の中には、まず他の団体の文章をそのまま引用した部分のあるだろうということですね。それから、いろいろな教育委員会での会議のあり方の部分までちょっと踏み込んでいた部分もありました。そういったことを理由に、やはりそういった中でつくられた基本構想だから、それを進めるのは凍結したほうがいいのではないですかということです。

○委員長（高橋直見君）　子どもたちにとっての給食がこういう方法が望ましいとか、そういうものではないのですか。手続の話ですか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　手続の話で、陳情にはセンターがいいとか、自校方式がいいとかという部分ではなくて、何もセンターに反対するものではないと。

ただ、センター化ありきで進められているのではないかという、そういうふうな部分もあったと思うのですね。ですから、そうではなくて、さっき言いましたように給食を提供するのだと、提供するにはどういったことが大事なの、それが先でしょう、それを紐といてみて、そしてその方向性を定めてセンターなり、自校方式なりという部分があるのでしょうかということですね。

○委員長（高橋直見君）　恐らく学校給食を提供することについては、反対の声はないのですね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　それは聞いたことはありません。

○委員長（高橋直見君） それを自校方式かセンター方式かで多少の意見の食い違いがあつて。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうです。

○委員長（高橋直見君） さらに、センター方式にするという方針を出したところ、手続上非常にこう疑念があるというので、**陳情**が出たと。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 最初はそうです。

○委員長（高橋直見君） そう捉えてよろしいのですね。手続のことですね。そうすると、この審議会としては、学校施設の望ましい、基本的な考え方、あるいは将来的な課題ということも入ると思います。子どもたちの給食のあり方は何が望ましいのか、子どもたちの教育ですね。

本当の原点に返れば、給食は要らないという人もいますので。まあ、それは除いて学校給食をしますと、そういう方針を立てる。それで、学校給食を実施すると、給食を提供すると、そのことについて審議会でも私自身も反対する考えはないのですが、委員さん方、学校給食を提供するということについての御異論があるかどうか、ちょっと確認したいと思っていますが、いかがですか、給食そのものです。

ないですか。そうすると、あとはどういう方法、どういうふうなやり方で子どもたちにとって、一番望ましい給食が提供できるのか、そういう話ですね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 委員長いいですか。今のお話のとおり、教育委員会でも子どもたちには給食の提供はこれからも続けていきたいと。そういう中でも幼稚園にも提供をしていかなければならないのではないかと。そういうふうな今時代になってきています。

今の給食施設の中では、どうしても改造しないと提供できないのではないかと、そういったところまで進んではいるのですけれども、将来のコストもありますし、そういったことを町民の皆さんも勉強しあつて、そして教育委員会にアドバイスをいただいております。その話し合いの中では、やはり今の自校方式がいいのだというふうなお話も頂戴しているのも事実なのですね。ただ、反面、センターを早くつくれというふうな声があるのも、これも事実なのです。どちらも事実があるのです。

教育委員会の方針は、先ほど言いましたように、1つの給食センターで行きたいのだという基本構想を出しておりますけれども、実際の何か前に進んだのかというと、先ほど言ったようにまだ全然前に進んでいないというのが今の実態なのですね。

その中では、例えば学校の附帯施設にはやはり給食施設が必要だろうと、それが親子方式なり、自校式なり必要だろうというふうなことだと思うのです。そこで、どうしても踏み込んでいってしまうと、給食費の問題にまで踏み込んで来ざるを得ないのです。給食費はいま自

校式は私会計方式でやっていますから、これは、PTAの皆さんとか学校の先生はご存じだと思うのですが、給食費の最終的な責任者は誰かというふうなところは、現実として裁判所ではいろいろな諸問題があるようですから、はっきりとどちらにあるとか、何とかというのはまだ判決ないのです。

ただ、そういったところもあって、公会計の場合は、あくまでも町が責任者です。ですから、徴収も提供もその費用は町が責任を持ってやっていかなければならないのも事実ですから、そういったところも、どうしても施設をつくる上では必ず関係してくるところなので、この審議会の中で給食費の扱いを公会計にするか、私会計にするか、そういった議論まではちょっとなかなか踏み込めないのではないのかなというふうには思っております。それはやはり、教育委員会としてきちんと整理立てをしなければならない部分だろうと思います。そういうふうに今、現在取り組んでいるところです。

○委員（勝又治子君） 給食のことなので、発言させていただきます。平成9年食育法が改正されて、結局子どもたちの今の食の状況がかなり危険な状況になっているということで、その前には1回センターが推奨、文科省でも推奨したのですが、やはり食育に関する指導を充実させるためには、単独調理方式、自校方式がお勧めだというふうな、食育法が改定されたというふうなこともあるのですね。

やはり、子どもの食というのは、生徒指導、子どもの指導につながってくことで、大事なことだということは忘れてはいけないことだし、それから食に関しては、中学生も小学生もみんな幼稚園も十把一からげではなくて、年齢に応じた味覚というものを育てていくということが、そのようなものと言わない、言っではいけないような今の状況であるということも捉えてはいた。コストだけの問題でなくて、美里の子どもをどう育てるかというのは、大事にしたいなと思います。なので、そこにどんどん行くと、給食審議会になっちゃいますので。

○委員長（高橋直見君） 先ほど冒頭で申し上げたのですが、給食費、例えば誰が負担するかとか、町がどのような補助をするとか、事故が起こったときにどこが責任を取るのか、そういう問題は本審議会では、荷が重過ぎる。ちょっと、私自身は気分が重くなっているのですよ。

だから、原理原則的なことを確認して、そして皆さんの御意見の中からそういうものを要約すれば、審議会の役割としては、そのようなもので、こういう審議があるのでないかなというふうに思っているのですが、どうですか、皆さんは。

今日はちょっと委員さんが少ないようですが、そのように理解をしたということで。

原理原則的なものというのは、さっきちょっと申し上げましたけれども、皆さんももう誰も

反対しないような、なるほどと思うようなことなのですね。今までの、今から5年くらい前で
すか、審議会立ち上げてそこで議論されているのですけれども、一番の問題は、とにかく安心
して食えるということですね。安全・安心ですよ。そのために、いろいろ条件整理があって、
例えば今の学校では、ドライ方式とウェット方式の施設になっているというようなことで、そ
れを何とかドライに運用して頑張っているというような事実上の状況を見ましたけれども。

やはり、今度は土台のそういう施設でつくられた給食が提供できれば望ましいと。これは、
コストの問題もあるでしょうけれども、第一の問題だろうと。

それから、食育ですね、今勝又委員さんからあった、幼稚園から中学校までの給食、それを
教育の中に取り込むというふうなことで、これについても私は異論がないのではないかと思う
のですが、どうですか。

○委員（勝又治子君） それは、もう教育の中に当然入っていますから。

○委員長（高橋直見君） 文科省でも大事だと言っていますよね。

○委員（曾根昭夫君） 幼稚園も入っているのですか。

○委員長（高橋直見君） 幼稚園はどうするかというのは、これからの課題です。

○委員（曾根昭夫君） 入っていないでしょう。みんな一緒くたにしないで、小学校から中学校
でしょう。

○委員長（高橋直見君） それから、美里町としては幼稚園をどのようにするのか、恐らく今お
母さん方は昼食をつくってほしいみたいな声はあるのでないかと思うのですけれども。

ただ、一般的に幼稚園まで普及しているかというのと、ちょっとその辺は調査してみないと、
判らないと。大体、幼稚園は早く帰りますよね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうですね。一応、給食の部分で踏み込みますと、
幼稚園の問題では美里町内で提供している幼稚園と、していない幼稚園があるのですよ。今委
員長、皆さん御存じだと思いますけれども、預かり保育に関しては、子ども子育て新法の中で、
預かり保育は給食の提供という部分が1項目あるのです。それを保育所と幼稚園の連携とい
う部分で今済ましていて、法制も改正されているのです。

それを受けて、美里町の部分では、まず保育をどうするか、幼稚園教育をどうするか、そし
て預かり保育をどうするかという部分に今来ているのですけれども、一部幼稚園の無償化、保
育所の無償化という部分を今出されているのですけれども、これはまだ決定事項ではなくて、
政府がいま打ち出している部分なのですね。そうすると、幼稚園の給食の部分はどうしてもは
ね返りが来ることなのですね。今その過渡期に立たされているのは事実です。ただ、提供はし

たいというふうなことです。

○委員長（高橋直見君） 美里町としては、1つの過渡期であるけれども、幼稚園も給食の対象として、視野に入れて取り組むというふうなことなのですね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうですね。預かり保育の部分については、そういうふうな考え方で行っていきたいということです。

○委員長（高橋直見君） 預かり保育。あと施設メニューですね、ウェット方式からドライ方式へと、これは相当お金もかかることでしょうから、完全安心の観点からすればドライ方式ということなのですね。

○委員（曾根昭夫君） それはあれじゃないですか、委員長さん。飛躍し過ぎなのではないですか。現在、現状をよく把握するということをさっきも言ったのですけれども、今も各学校で提供している。ウェット方式ドライ運用とこういうふうになっているようですけれども、現状でどうなのかというのを見てきた。よく皆さん努力してきちんとやっているなということを、まず評価しないとイケないですよ、ここの審議会としては。

それ必要だと思いますよ。いきなり飛躍して、こうだと言って旗を掲げててもどうにもならないと思いますよ。

○委員長（高橋直見君） 原理原則をここで審議するくらいでとどめたいと思います。ちょっと審議会の力量もあるのですけれども、恐らく美里町自体の力量もあるのだと思うのですね。そういうふうなことで、しかも美里町で今真剣に給食のあり方について町の中で真剣にやるというようなことですから、ちょっと踏み込むと何か抜き差しならないような、そういうのもあると思うのです。この審議会としてはそこまで踏み込めないでしょうと、私は思っています。

今日は、ちょっと時間もきたのですが、給食については入り口かもしれませんが、原理原則の現状の確認ということで、きょうは一応終わりにしたいと思うのですが、次回はさらに深める御意見があれば、取り上げたいと思いますので。

きょう発言していない委員さんもあるのですが、何かありますか。

○委員（木田真由美君） 給食センターというか、それはあくまでも学校の適正配置に附随する施設という考え方だと思うのですね。今までの大きな流れから言うと、中学校区ごとにそれぞれ考えていこうというような意見があるので、センターもそれに附随するのであれば、町の統一したセンターではなくて、南郷中学校区、小牛田中学校区、不動堂中学校区というふうにあくまでもその小・中学校の配置、適正配置に付随するような形で考えていくという方向がいいのではないかと考えています。

○委員長（高橋直見君） そのあたり、次回にもう少し御意見を伺いたいと。

○委員（木田真由美君） それに幼稚園もそれぞれ一つずつあるわけですから、そこまで考えられるのかなというふうに、幼稚園も同様であると。

○委員長（高橋直見君） 齋藤委員さん。

○委員（齋藤 寧君） 時間も押しているのですけれども、何かちょっと流れというのが、私は前回欠席したものですから、議事録しか見ていなかったのですが、あっち行ったり、こっち行ったりしている感もあるのかなと思いました。

やはり、基本的な考え方は児童生徒がいるわけですね。そこに、親はもちろん、保護者もいるし、地域の方もいる。私は児童生徒を主体に頭に入れていただいて、考えていくべきことだろうなというふうに思います。ですから、防災についても安全・安心なものを、それから心の教育もあります。過ごしやすい環境、男女が一緒になって、境のないトイレなどあり得ないですから。切磋琢磨できる環境というのは、単学級よりも二学級あって、それはずっと審議会としての流れもきているので。

そのようなところも、私は給食で親のお考えもあると思うのですけれども、そこは子どもたちがどんな現状で、どういうふうに今ここまで来ていて、そこを私たちはどういうふうに受けとめてやっていかなければならないかと、そこは基本的な考えというのは、私は児童生徒の目線であるということが大事だなと思うし、当然きょう見て、初めて入った施設もあるし、学校現場にしながら他校の現況というのも、なかなか校長会としても掴んでいないということがあったり、その辺のところも勉強になった。

私は帰ってきてからは、それでは児童生徒に対し、どのように考えていくのかなというのが大事だなと思いますので、基本的な考えというのは目に見えて出てきているところがあるのかなと。いろいろな個人的な委員さん方の意見があるのですが、審議会としては方向が定まってくるところが出てくるのでないかなと。委員さん方の御意見を伺った際に、さっき発言すればよかったのですけれども。

ですから、もう少し絞って、いま給食センターに絞ってこられたのですけれども、今日はここだけとか、今日はこれについてとか、次回はそういうふうにしていただくといいのかなと思います。前回、欠席して申しわけないのですけれども、そういう感想を持ちました。

○委員長（高橋直見君） この審議会ですね、識見を沢山お持ちの方いらっしゃるということで、先に進んだり、またもとに戻ったり、行ったり来たりしながらということで、ある方向は大体収束しつつあるので、その辺は大目に見てほしいなというふうに思います。いつも絞って審議

したいと思っているのですが、話があっちこっち行く面もあるんですね。関連しますから。

そういうことで、日向委員さん、よろしいですか。

○委員（日向敏男君） 私、別に特別なことはないのですが、施設整備に関して、給食施設に関してだけ論じられているようですけれども、給食施設がいわゆる施設整備の確たるものでもないと思いますし、施設整備にはいろいろな今日見てきましたプールも1つだろうし、言ってみれば久しぶりに学校に行きまして、建設現場にしかなかった「頭上注意、段差注意、壁落下注意」そのような注意書きがある学校などもあるのだなと思いましたが、そういうことも多分施設の中に入るのではないかなと、教育環境の中にも入るのでないかなと思われた今日の一日でした。

そういう意味からして、いわゆる給食施設に関しては、そんなに掘り下げる必要はないのかなと、私個人としてはそう思って、結論的にそう思いました。以上です。

○委員長（高橋直見君） この審議会がおのずと何かを掘り下げていくべきところと、さっと入り口の原則論でとどめる部分もあるかと思います。次回、もう少し給食のことは、話せるのかなと、もうちょっと話してもいいのかなと思いつつ、あとほかの施設その他についても、取り上げていきたいと思います。

それでは、次回の審議日程を事務局よりお願いします。

協議事項 4) 次回審議会日程について

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長よろしいでしょうか、時間も押しておりますので。それでは、協議事項の4) 次回の審議会日程について、お話しさせていただきたいと思います。

前段で、ことしの第1回目で、スケジュールお示しさせていただきましたが、9月につきましては、町の定例議会がございます。これは、平成24年度の決算認定議会がございまして、長丁場が予想されます。ですので、9月の開催というのはなかなか難しいので、10月上旬あたりに開催を予定しておくことは、皆様方にもお伝えしていると思います。

10月の第1週、第2週目の日程を確認しましたところ、第1案としまして10月3日木曜日、第2案としまして10月8日火曜日、第3案としまして10月10日木曜日あたりを出させていただきたいと考えている次第でございます。

これは、いずれにつきましても、火曜日、若しくは木曜日ということで、委員長の都合に合わせた案となっております。

○委員長（高橋直見君） 10月3日、私予定があるので、8日あたりかその次であればいいのか

なと思っています。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 事務局も10日は都合が悪いので、できれば8日でどうでしょうか。

それでは、まだ先のお話なのですけれども、予定として10月8日火曜日の午後からということで、組ませていただいてよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

あと、これにつきましては、9月の中旬頃には皆様方のほうに会議録と一緒に通知申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員（勝又治子君） 済みませんけれども、次回のために。将来的課題ということも、次回は話し合うのですか。

○委員長（高橋直見君） 今までお話し合いしてきたことも含めて、みんな入りますね。ただ、ちょっと施設関係、基本的な考え方というのは入ったばかりですから、もう少し深めたいなど。給食のこともございます。本審議会もそろそろ締めめの段階に入っているかなと思っておりますので、いろいろ議論を深めてまいりたいと思っております。

今日は、副委員長さんがいないのですが、挨拶なしでよろしいですか。

日程第6 閉会

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。それでは、視察見学後の審議会、大変ありがとうございました。予定の1時間も過ぎておりまして、大変申しわけございませんでした。

今委員長からもお話があったとおり、本日副委員長が欠席させていただいておりますので、閉会のあいさつは、省略とさせていただきたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして、第8回目の教育環境審議会、おつき合いいただきました。ありがとうございました。

次回もよろしくお願いしたいと思います。

午後 4時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成25年10月22日

委員長